	深谷市　鳩ヶ谷市　桶川市　北本市　八潮市　幸手市　日高市　吉川市　北足立郡伊奈町　入間郡三芳町　入間郡毛呂山町 大里郡江南町　北埼玉郡大利根町　南埼玉郡宮代町　南埼玉郡白岡町 北葛飾郡鷲宮町　北葛飾郡松伏町	百分の三
千葉県	我孫子市	百分の十二
	習志野市　八千代市	百分の十
	鎌ヶ谷市	百分の六
	印旛郡印旛村　印旛郡本埜村　山武郡大網白里町	百分の三
東京都	小金井市　東大和市	百分の十
	東久留米市　羽村市	百分の六
神奈川県	逗子市	百分の十五
	伊勢原市　津久井郡藤野町　津久井郡城山町	百分の十
	座間市	百分の六
	綾瀬市　中郡大磯町　中郡二宮町	百分の三
富山県	中新川郡舟橋村	百分の三
石川県	河北郡内灘町	百分の三
長野県	塩尻市	百分の三
静岡市	裾野市	百分の十
愛知県	日進市	百分の十五
	尾張旭市	百分の六
	岩倉市　清須市　北名古屋市　愛知郡東郷町 日井郡春日町　海部郡七宝町　海部郡美和町　海部郡甚目寺町　海部郡蟹江町 郡大治町	百分の三
三重県	桑名郡木曽岬町	百分の三
京都府	長岡京市	百分の十二
	城陽市　八幡市　乙訓郡大山崎町　相楽郡山城町　相楽郡加茂町　相 楽郡精華町	百分の三
大阪府	大東市　大阪狭山市	百分の十
	松原市　摂津市	百分の六
	三島郡島本町　豊能郡豊能町　泉北郡忠岡町　泉南郡岬町　南河内郡 河南町　南河内郡千早赤阪村	百分の三
兵庫県	高砂市　川西市	百分の六
	川辺郡猪名川町	百分の三
奈良県	生駒市	百分の六
	御所市　葛城市　生駒郡平群町　生駒郡三郷町　生駒郡安堵町　磯城 郡川西町　磯城郡三宅町　磯城郡田原本町　北葛城郡上牧町　北葛城 郡広陵町　北葛城郡河合町	百分の三
岡山県	御津郡建部町　赤磐郡瀬戸町	百分の三
広島県	安芸郡府中町	百分の三
福岡県	大野城市　古賀市　筑紫郡那珂川町　糟屋郡篠栗町　糟屋郡志免町 糟屋郡須恵町　糟屋郡新宮町　糟屋郡久山町　糸島郡二丈町　糸島郡 志摩町	百分の三

備考　この表に掲げる名称は、平成十八年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

総務大臣　菅　義偉
財務大臣　尾身　幸次
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成十九年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十九年三月三十一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十三号

平成十九年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十一条第二項（同法附則第六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十九年度における児童手当法第二十一条第一項の拠出金率及び同法附則第六条第二項において準用する同法第二十一条第一項の拠出金率は、合わせて千分の一・三とする。

附　則

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　柳澤　伯夫
内閣総理大臣　安倍　晋三

特別会計に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十九年三月三十一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十四号

特別会計に関する法律施行令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）及び会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　総則
第一節　会計年度所属区分（第一条・第二条）
第二節　出納整理期限（第三条―第七条）
第三節　予算及び決算（第八条―第十二条）
第四節　支出（第十三条―第十六条）
第五節　報告（第十七条・第十八条）
第六節　契約（第十九条―第二十五条）
第七節　帳簿（第二十六条―第三十三条）
第八節　財務情報の開示（第三十四条―第三十八条）